2012
4月
No.629

広報 TAKANEZAWA

たかねざわ

～まちづくりの合言葉 「手間 暇 かけて」～

拝殿に勇猛果敢に突き進む

桑窪加茂神社 梵天祭

4月号の主な内容

平成24年度予算のあらまし ……❷
保険税（料）が変わります ……❻
高額な外来診療を受ける皆さまへ ……❼
住宅用省エネ対策促進事業費補助金 ……❽
教育委員会からお知らせ・敬老祝金の廃止・
災害ごみのお知らせ ……❾
景観条例が施行 ……❿
暴力団排除条例が施行 ……⓫
公共下水道の区域が拡大 ……⓬
犬の登録・狂犬病予防注射のお知らせ ……⓮
知っ得なっ得 ……⓯
4月広報カレンダー① ……⓰
各種お知らせ ……⓲
元気はつらつ運動教室参加者募集 ……⓴
農業委員会委員選挙 ……㉑
たかねざわ散歩道 ……㉒
福祉タクシー制度のお知らせ ……㉓
スポーツ ……㉔
歴史民俗資料館 ……㉕
保健センターだより・楽しい朝ごはんメニュー ……㉖
知って得する目眼知識・文芸コーナー ……㉗
平成24年度高根沢町行政機構 ……㉘
庁舎案内図 ……㉚
夢だより風だより ……㉛
はっぴーばーすでぃ ……㉜

一般会計　予算総額　82億6,000万円
（前年度比較△1億8,500万円）

歳　入

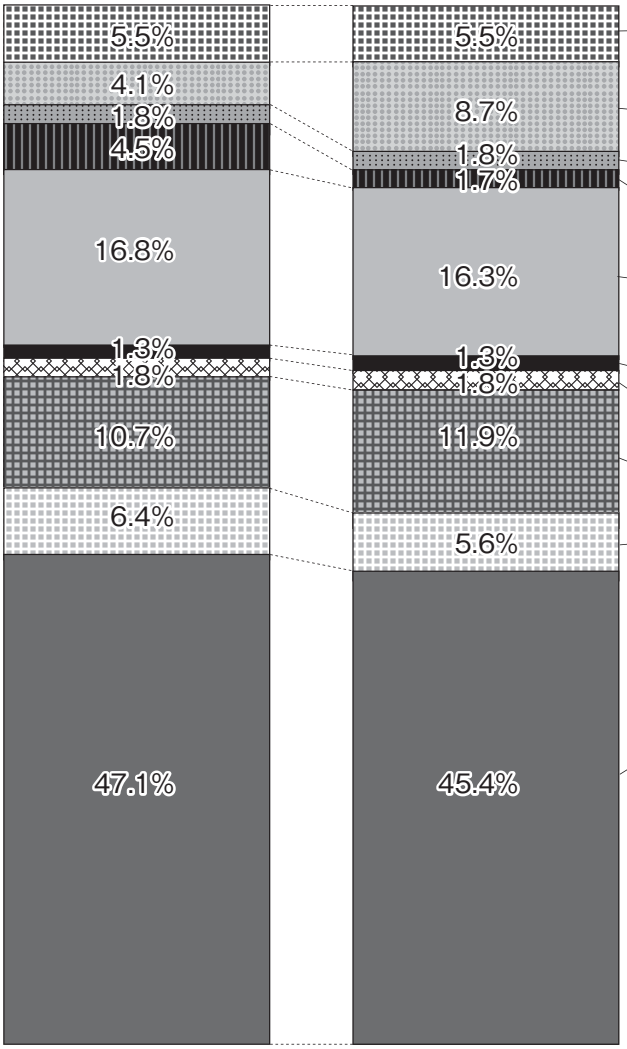

その他	4億4,678万7千円
町債	7億1,560万円
繰越金	1億5,000万円
繰入金	1億4,291万2千円
国県支出金	13億3,916万9千円
使用料及び手数料	1億1,101万1千円
分担金及び負担金	1億4,917万7千円
地方交付税	9億8,000万円
地方譲与税・交付金	4億6,580万1千円
町税	37億5,954万3千円

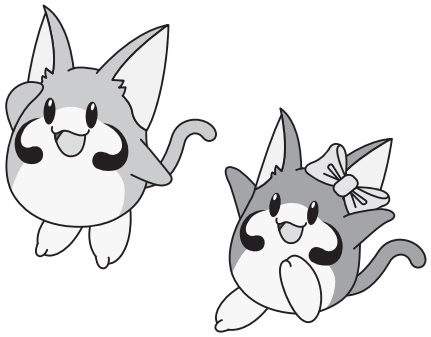

～歳入予算の特徴～

前年度と比較すると、町税が２億２千万円余り減少しています。これは、固定資産税の評価替えや償却資産の減耗によるものです。また、子どものための手当の制度改正により、国県支出金が８千万円余り減少しています。

一方で前年度より、地方交付税が８千万円、町債が３億７千万円余り増加しています。残念ながら将来の世代に負担を残す町債に依存しなければ予算編成が出来ない状況となっています。

予算の詳細については、４月の下旬に町ホームページへ各種予算資料の掲載を予定していますので、ご覧ください。

◆問合せ先　町企画課　財政係　☎675－8102

平成24年度予算のあらまし

歳　出

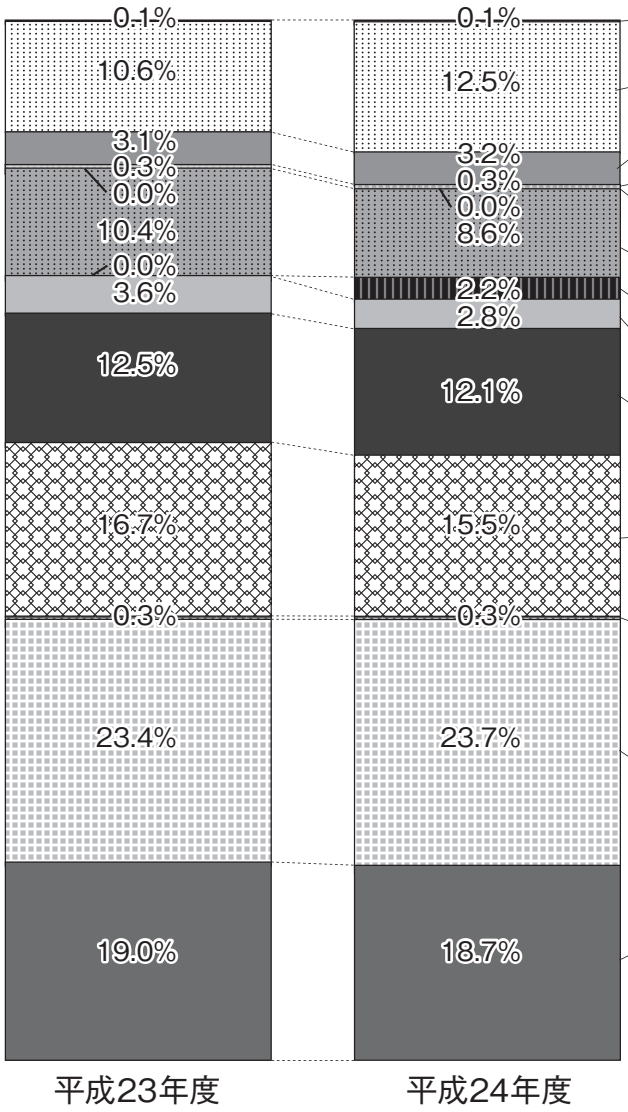

予備費	1,000万円
繰出金	10億3,293万4千円
貸付金	2億6,200万円
投資及び出資金	2,544万4千円
積立金	115万3千円
公債費	7億1,193万7千円
災害復旧事業費	1億7,651万2千円
普通建設事業費	2億3,090万4千円
補助費等	10億258万4千円
扶助費	12億8,062万円
維持補修費	2,688万7千円
物件費	19億5,663万4千円
人件費	15億4,239万1千円

～歳出予算の特徴～

前年度と比較すると、公債費が１億７千万円余り減少しています。これは、過去に借入した借金の返済が終了したためです。また、扶助費が１億３千万円余り減少しているのは、子どものための手当の制度改正によるものです。さらに、職員数の削減により、人件費が６千万円余り減少しています。

一方で前年度より、災害復旧事業費が１億８千万円増加しています。これは、阿久津小学校の仮設校舎リースや急傾斜地の崩壊対策事業です。また、繰出金が１億４千万円余り増加しているのは、宝積寺駅西第一土地区画整理事業の事業費の増加によるものです。

主な事業と予算

自然・生活環境分野

◆環境基本計画見直し事業費　103万2千円
◆住宅用省エネ対策促進事業費　1,000万円
◆エコ・ハウスたかねざわ指定管理委託事業費　1,200万円
◆一般廃棄物収集運搬事業費
（可燃・生ごみ・粗大ごみ・古紙等）　1億918万1千円
◆プラスチック回収再資源化事業費　64万円
◆消防施設整備事業費
（消防車庫整備等）　434万4千円
◆防災拠点施設整備費
（特設公衆電話設置等）　354万2千円
◆交通安全施設整備事業費
（ガードレール設置等）　500万円

産業経済分野

◆地域農業マスタープラン事業費　90万円
◆新規就農者確保事業費　450万円
◆農地集積事業費　652万4千円
◆土地改良施設改修整備事業費　1,439万8千円
◆元気あっぷむら関連指定管理委託事業費　4,110万円
◆元気あっぷむら整備事業費　2,052万8千円
◆中小企業融資振興対策費　2億5,350万円
◆雇用対策推進費　2,665万2千円
◆商工会活動支援事業費　937万円

都市・生活基盤分野

◆宝積寺駅西第一土地区画整理事業費　2億9,555万7千円
◆中坂上土地区画整理事業費　111万3千円
◆公営住宅等長寿命化計画策定事業費　172万2千円
◆町道348号線舗装修繕事業費　1,100万円
◆デマンドバス運行事業費　2,467万5千円
◆［水道事業］石綿セメント管布設替事業費
（宝積寺・仁井田）　1億1,560万円
◆［公共下水道事業］宝積寺処理区管渠建設費　1億6,430万円

保健医療・福祉分野

◆予防接種事業費　8,337万2千円
◆妊婦一般健康診査事業費　3,252万円
◆後期高齢者医療広域連合事業費　2億2,358万円
◆働く場確保事業費
（シルバー人材センター補助）　950万円
◆老人施設入所措置事業費　1,570万円
◆［介護事業］地域支援事業費
（介護予防・相談支援）　3,444万9千円
◆障がい福祉サービス費支給事業費
（訓練・介護等）　2億4,180万円
◆自立支援医療費支給事業費　4,305万7千円
◆重度心身障がい者医療費助成事業費　3,954万円
◆DV被害者対策推進事業費　30万円
◆児童館・学童保育所指定管理委託事業費　4,955万1千円
◆保育園指定管理委託事業費
（２園）　2億4,603万1千円
◆特別保育事業費　5,191万9千円
◆阿久津小学校学童クラブ整備事業費　2,630万円
◆子どものための手当給付費　5億6,263万5千円
◆こども医療費助成費　6,841万9千円
◆妊産婦医療費助成費　780万円

地域コミュニティ分野

◆町政だより・広報たかねざわ発刊費　779万円
◆集会施設整備事業費
（旧たかねピア推進事業費）　1,000万円

災害関連事業

◆急傾斜地崩壊対策（宝積寺地内）事業　6,740万円
◆上柏崎仮設道路継承事業費　390万円
◆公立学校施設災害復旧費
（阿久津小学校仮設校舎リース等）　1億910万8千円
◆災害救助費　276万1千円
◆災害廃棄物処理費　1,720万円

※阿久津小学校校舎・西小学校校舎・町道119号線（宝積寺）跨線橋の災害復旧費は、平成23年度の予算で計上しています。

教育・文化分野

◆ALT（外国語指導助手配置）事業費　2,289万円
◆小中学校パソコン整備事業費　421万3千円
◆チームティーチング（非常勤講師配置）事業費　4,322万8千円
◆ひよこの家運営事業費　1,044万5千円
◆児童安全通学対策（全町スクールバス）事業費　3,141万7千円
◆阿久津中学校特別教室棟耐震補強事業費
（診断・設計）　500万円
◆阿久津小学校太陽光発電システム設置事業費　3,900万円
◆図書館指定管理委託事業費　1億1,421万円
◆スポレクイベント開催事業費
（旧町民体育祭事業費）　60万円

平成24年度　特別会計・事業会計の予算

会　計　名	平成24年度	平成23年度	比　較
国民健康保険特別会計	25億7,552万6千円	24億6,215万6千円	1億1,337万円
後期高齢者医療特別会計	2億1,777万5千円	1億9,222万9千円	2,554万6千円
介護保険特別会計	16億1,622万5千円	15億9,681万9千円	1,940万6千円
宝積寺駅西第一土地区画整理事業特別会計	3億4,464万3千円	1億7,496万9千円	1億6,967万4千円
公共下水道事業特別会計	6億740万8千円	7億8,136万1千円	△1億7,395万3千円
農業集落排水事業特別会計	1億3,014万5千円	1億2,815万3千円	199万2千円
水道事業会計	8億7,314万3千円	7億7,566万4千円	9,747万9千円

※水道事業会計の予算額は「収益的支出+資本的支出」で記載しています。

4月から

国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険 保険税（料）が変わります

国民健康保険税

国民健康保険は、1人当たりの医療費の増加や税収入の減少などにより財源が不足し、危機的な状況にあります。

こうした中、国民健康保険の健全な運営を維持するため、4月から保険税率を改定することとしました。

今回の改定では、所得割と限度額を引き上げる一方で、均等割と平等割は据え置きます。

町では今後も引き続き、税収納率の向上、特定健診の受診率の向上、健康増進事業の推進、ジェネリック医薬品の普及促進など医療費の抑制に努めますので、国民健康保険にご加入の皆様のご理解とご協力をお願いします。

◆問合せ先
町住民課　保険年金係　☎6751-8100
町税務課　諸税係　☎6751-8103

国保税率改定表

	所得割 基準所得額※1×税率		均等割 加入者数×税額	平等割 1世帯当たりの税額	課税限度額	
	現行	改定後			現行	改定後
医療分	5.5%	**7.0%（+1.5%）**	22,800円（据置）	21,000円（据置）	500,000円	**510,000円（+10,000円）**
支援金分	2.6%	2.6%（据置）	9,000円（据置）	8,400円（据置）	130,000円	**140,000円（+10,000円）**
介護分（40歳以上65歳未満）	1.55%	**1.8%（+0.25%）**	8,000円（据置）	6,000円（据置）	100,000円	**120,000円（+20,000円）**

※1　基準所得額：前年の総所得額－33万円

介護保険料

65歳以上の方の介護保険料は、今後3年間でどれくらい介護サービスの利用があるかを予測して、3年ごとに見直されます。

平成24年度～26年度の保険料の基準額は「年額54，400円」です。個人の保険料は、この基準額をもとに所得に応じて設定されます。

平成24～26年度の介護保険料

保険料段階			保険料(年額)
第1段階	・生活保護を受給している方 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方		**27,200円**
第2段階	世帯全員が住民税非課税で	前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	**27,200円**
第3段階		前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	**34,300円**
		前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	**40,800円**
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されていて	前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方（本人は住民税非課税）	**45,100円**
		前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方（本人は住民税非課税）	**54,400円**
第5段階	本人が住民税課税で	前年の合計所得金額が125万円未満の方	**58,700円**
第6段階		前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	**68,000円**
第7段階		前年の合計所得金額が190万円以上の方	**81,500円**

※老齢福祉年金…明治44年4月1日以前に生まれた方などで、一定の所得がない方や、ほかの年金を受給できない方が受けている年金です。
※合計所得金額…実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です。

高齢者の増加に伴い、介護サービス費用も年々増えています。介護サービスを安定的に提供していくには、負担割合のバランスをとることが必要になります。皆様のご理解をお願いします。

※40歳～64歳の方の保険料は、医療保険の保険料と一緒に納めます。保険料は、加入している医療保険により算定方式が異なります。

介護保険料の納め方

町から送られる納付書で納める「普通徴収」と、年金から差し引かれる「特別徴収」があります。

普通徴収

○年金の年額が18万円未満の方
○65歳になったばかりの方
○他市町村から転入したばかりの方

※7月中旬に町から納付書をお送りします。

特別徴収

○年金の年額が18万円以上の方

※年6回の年金の支払いの際に保険料があらかじめ差引かれます。

※8月下旬に、町から「介保険料特別徴収開始通知書」をお送りしますので、ご確認ください。

◆問合せ先
町健康福祉課　高齢者・介護係　☎675－8105
町税務課　諸税係　☎675－8103

後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険の保険料率は、2年に一度見直されることとなっています。

保険料率の改定は、少子高齢化や医療技術の高度化などの影響による医療費の増加に対応するためのものです。この増える医療費をまかなうため、平成24・25年度の保険料の料率を見直しました。

	平成22・23年度	**平成24・25年度**
均等割額	37,800円	**42,000円**
所得割率	7.18％	**8.54％**
賦課限度額	50万円	**55万円**

※平成23年度に行われた保険料の軽減措置は、平成24年度も継続します。

◆問合せ先
後期高齢者医療広域連合　☎627－6805
町税務課　諸税係　☎675－8103

高額な外来診療を受ける皆さまへ

４月１日（日）から「認定証」などを提示すれば、窓口での支払いが一定の金額にとどめられます

これまでの高額療養費制度の仕組みでは、高額な外来診療を受けたとき、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただいていましたが、４月１日からは、医療機関などの窓口に「認定証」を提示すれば、限度額を超える分を窓口で支払う必要はなくなります。

高額な外来診療受診者	事前の手続き	病院・薬局などで
○70歳未満の方 ○70歳以上の非課税世帯などの方	加入する健康保険組合などに「認定証」（限度額適用認定証）の交付を申請してください	「認定証」を窓口に提示してください
○70歳以上75歳未満で、非課税世帯などではない方	必要ありません	「高齢者受給証」を窓口に提示してください
○75歳以上で、非課税世帯などではない方	必要ありません	「後期高齢者医療被保険者証」を窓口に提示してください

※「認定証」を提示しない場合は、従来どおりの手続きになります。

◆「認定証」などは、加入する健康保険組合などに事前に申請して、交付を受ける必要があります。

申請方法、自己負担限度額など詳しくは、加入する健康保険組合（国民健康保険・後期高齢者医療保険制度は町住民課）にお問合せください。

◆問合せ先　町住民課　保険年金係　☎６７５－８１００

4月から　家庭用蓄電池・高効率給湯器 家庭用燃料電池・住宅用太陽光発電システム の補助制度が始まります

－住宅用省エネ対策促進事業費補助金－

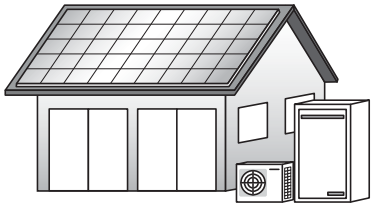

町では、住宅用省エネ対策を促進し、地球環境に配慮した社会の構築を図るため、平成24年４月から家庭用蓄電池や高効率給湯器、住宅用太陽光発電システムを設置する方に対し、その設置費の一部を補助します。

◆補助対象設備および補助金額

No.	補助対象設備		補助金額
①	家庭用蓄電池	住宅用太陽光発電設備または夜間電力などを利用して電気を蓄え、電力不足時に対応することができる家庭向けに販売されている装置で、蓄電池容量が１kwh以上、定格出力が500W以上のもの	1kwhあたり20，000円【上限60，000円】
②	高効率給湯器	①ガスエンジン給湯器（エコウィル） ②自然冷却ヒートポンプ給湯器（エコキュート） ③潜熱回収型給湯器（エコジョーズ・エコフィール） ④ハイブリッド給湯器	1台あたり15，000円
③	家庭用燃料電池	家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）	1台あたり15，000円
④	住宅用太陽光発電システム	次のすべてを満たす装置 ・JETの「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けているもの ・性能の保証、設置後のサポートがメーカーによって確保されているもの ・電力会社と受電契約を結び、余剰電力の買い取り契約が結ばれていること ・未使用のもの	1kwあたり20，000円【上限60，000円】

◆主な申請資格

・平成24年４月１日以降に、補助対象設備を設置または購入する方
・自ら居住する町内の住宅に、補助対象設備を設置する方、または、町内の住宅に補助対象設備を設置し、設置後１年以内に町内に住所を有する見込みのある方
・町税を滞納していない方　など

◆申請に必要なもの

工事の概要を示す書類、設備の設置前の写真などが必要となります。

◆その他

平成24年４月１日以降に設置または購入した設備が対象となります。申請の受付開始日など詳しくは、受付開始前に、町ホームページ、広報紙などでお知らせします。

◆問合せ先　町環境課　☎６７５―８１０９

高根沢町小中一貫教育について

町教育委員会では、本町の子どもたちの「生きる力」を一層はぐくむために、平成24年度から小中一貫教育を行うこととしました。

本町では、小中一貫教育を「義務教育9年間で児童生徒を育てるという視点に立ち、小中学校間の密接な連携を図る教育」ととらえ、「確かな学力の向上」や「豊かな心や社会性の育成」、「健やかな体の育成」をねらいとして実施します。

このことにより、中学校入学時における中学校生活への不安が解消され、何よりも子どもたちの学力が向上することが期待されます。また、社会性の育成や地域に貢献する心が養われることも期待されます。

小中一貫教育の実施により、「高根沢町で学んでよかった」と思う子どもを育てます。そして、高根沢町をいつまでも愛する子どもを育てます。

なお、「小中一貫教育基本計画」を町のホームページに掲載していますのでご覧ください。

◆問合せ先　町こどもみらい課
☎675―6466

※小中一貫教育の進め方については、広報たかねざわ5月号で紹介します。その後、具体的な取組などについて、順次お知らせしていく予定です。

小中学校の休業日が変わります

町教育委員会では、平成24年度より、本町の小中学校の休業日を次のとおり変更します。

【変更前（昨年度まで）】
○夏季休業日
7月21日～8月25日までの36日間
○秋季休業日
10月の第2月曜日の翌日および翌々日の2日間

【変更後（今年度から）】
○夏季休業日
7月21日～8月27日までの38日間
○秋季休業日
なし

◆問合せ先　町こどもみらい課　☎675―6466

高根沢町敬老祝金廃止のお知らせ

町では、高齢者に対し敬老の意をあらわすとともに長寿を祝福することを目的に敬老祝金を支給してまいりました。

しかし、近年の高齢者の増加や高齢者福祉にかかる事業が増加する一方で、昨年の東日本大震災による甚大な被害により、町の財政事情は大変厳しいものとなっております。

このような状況において、将来的な財政負担に耐えられるよう高齢対策事業を大幅に見直し、平成24年4月から敬老祝金（81歳、91歳または100歳以上の方への祝金）を廃止することとしました。

今回の見直しによる財源は、昨年の東日本大震災による被害の復旧、復興にあてていくことになりますので、皆様のご理解をお願いします。

なお、平成23年度において受給資格がある方で、まだ申請の手続きをされていない方は、町健康福祉課にお問合せください。

◆問合せ先　町健康福祉課
☎675―8105

東日本大震災に伴う災害ごみの受入を9月まで継続します

町では、被災された方の災害ごみの受入れを3月まで実施してきましたが、被災した家屋などの修理が済んでいない方のために、**平成24年9月まで個別相談のうえ、災害ごみの受入れを実施します。**

災害ごみの受入れには、事前の個別相談が必要です。次により必ず個別相談をお願いします。

◆個別相談
4月25日（水）から毎週水曜日に相談を受付します。
※水曜日以外を希望される方は、事前に電話でご連絡ください。

◆相談時間
9時～12時
13時30分～16時30分

◆相談場所
役場環境課（第2庁舎1階東側）

◆必要書類
り災証明書（石塀などの場合は被災の状況がわかる写真など）

◆受け入れる災害ごみの種類
瓦、大谷石、コンクリート片・ブロック、木くずの4種類のみ

※受入日などについては、広報たかねざわ5月号および行政区の回覧でお知らせします。

◆問合せ先　町環境課
☎675―8109

高根沢町景観条例が施行されました

～新しく建物を建てるときなどは、事前の届出が必要です～

４月１日、高根沢町景観条例および景観計画が施行され、新しく建物を建てるときなどは、事前に届出をする必要があります。

届出の様式は町都市整備課に備付けのほか、町ホームページからもダウンロードできます。

高根沢町らしい景観をつくり、守り、次の世代に伝えていくために皆様のご協力をお願いします。

なお、景観条例・景観計画の詳しい内容は町ホームページ（http://www.town.takanezawa.tochigi.jp/）からご覧いただくことができます。

主な届出対象行為・対象物

建築物※	建築物※の新築・増改築・移転・外観を変更する修繕・塗装などをするとき
工作物	高さ が1.5mを超える門扉、さく、塀、垣（生垣を除く）、擁壁などの、新設、増設、移転、外観を変更する修繕・塗装などをするとき
	高さが 4mを超える広告塔、広告版などの、新設、増設、移転、外観を変更する修繕・塗装などをするとき
土地の区画・形質の変更	切土であって、高さが２mを超える“のり”を生ずることとなるもの
	盛土であって、高さが１mを超える“のり”を生ずることとなるもの
	切土と盛土を同時にする場合で、切土および盛土をした部分に高さが２mを超える“のり”を生ずることとなるもの
屋外における物件の堆積	面積が1,000㎡以上のもので、存続期間が90日を超えるもの
木竹の伐採	面積が500㎡以上の樹林地および並木の皆伐

※ガレージやカーポートなど、屋根のある車庫は建築物に含まれます。

◆問合せ先　町都市整備課　☎６７５－８１０７

矢板土木事務所の建築確認業務・開発許可業務が宇都宮土木事務所に変わります

県の組織改編により、これまで矢板土木事務所で取り扱っていた建築確認業務および開発許可業務が、宇都宮土木事務所（建築指導担当・管理課）へ移管されました。

◆宇都宮土木事務所へ移管された業務

・建築確認申請等の審査・検査等業務
・長期優良住宅認定関係業務
・都市計画法の開発許可関係業務

※建築確認申請の受付については、これまでどおり町都市整備課で行います。

◆問合せ先

○建築基準法・長期優良住宅関係
宇都宮土木事務所 建築指導担当
☎６２６－３１３９

○都市計画法関係
宇都宮土木事務所 管理課
☎６２６－３１５７

○建築確認申請受付窓口
町都市整備課　施設管理担当
☎６７５－８１０７

高根沢町暴力団排除条例が施行されました

町では、安心・安全な社会の実現のため、４月１日に「高根沢町暴力団排除条例」を施行しました。

町の責務

暴力団の排除に関する施策を総合的に推進します。

《基本理念》

- **暴力団を利用しない**
- **暴力団に金を出さない**
- **暴力団を恐れない**

町民の責務

暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携を図りながら取り組みます。

町が実施する暴力団排除に関する施策に協力します。

事業所の責務

その行う事業に関し、暴力団の威力を利用したり、暴力団に利益を与えることのないようにします。

町が実施する暴力団排除に関する施策に協力します。

～暴力団の排除に関する町の基本的施策～

・町の事務または事業の全般から暴力団を排除します。
・町の公の施設が、暴力団の活動を助長することに利用されないようにします。

～青少年の健全な育成を図るための措置～

・町は、青少年が、暴力団の被害に遭ったり、組員にならないための教育が行われるよう適切な措置を講じます。

～暴力団員等に対する金品等の供与の禁止等～

・暴力団の威力を利用する目的で暴力団員に金品などを提供することが禁止されます。
・暴力団の活動または運営に協力する目的で暴力団員に金品などを提供することが禁止されます。
・町と公共工事などに係る契約をした事業者は、暴力団員または暴力団と密接な関係を有する者を当該公共工事などに関する業務に従事させてはならないこととします。

◆問合せ先　町総務課　行政係　☎６７５－８１０１

障がい児者の相談窓口が福祉センターに変わります

町では、障がい児者の相談支援事業を「障がい児者生活支援センターすまいる」に委託して、「児童館きのこのもり」で行ってきましたが、４月から「福祉センター」に移転して、障がい児者の相談業務を行います。

障がい児者の相談支援事業は、障がいを持っていても、ありのままに、その人らしく地域で暮らすことを応援するための事業です。

複合的な相談にも、電話だけでなく家庭を訪問するなど様々な方法で対応し、地域での活動を通して潜在的なニーズの把握にも努めています。さらに、新たなサービスや福祉資源の開発を通して、「地域福祉力」、「地域ネットワーク」をつくりだすコーディネート業も行っています。

障がい児者やそのご家族の身近な相談窓口として、お気軽にご利用ください。

障がい児者の相談支援窓口

障がい児者生活支援センター すまいる
☎６１２－２７５１
◆場所　福祉センター相談室
町民広場内（石末１８２５）

宝積寺地区の公共下水道の区域が拡大しました

◆拡大（供用開始）区域

宝積寺（東町中区）の一部

公共下水道への接続は3年以内に

公共下水道が完成して、公共下水道が利用できるようになった地域は、下水道法に基づき3年以内に公共下水道への接続が義務付けられています。公共下水道への計画的な接続工事をお願いします。

接続工事は指定工事店へ

公共下水道への接続工事は、町が指定した「指定工事店」でなければ工事をすることができません。

「指定工事店」は、基準に合った設計見積をし、町の検査を受け、工事申請などの書類の作成、届出などの手続きを皆さんに代わって行います。

『水洗便所改造資金融資あっせん制度』をご活用下さい

町では、公共下水道への接続促進と環境衛生の向上を図るため、下水道が利用できるようになってから3年以内に接続工事をする方に、くみ取り便所の改造または、し尿浄化槽から下水道へ接続するために必要な工事資金の融資あっせんを行います。

申請者は、水洗便所改造資金の融資を取り扱う金融機関から融資を受け、毎月元金均等償還方法により元金を返済します。このとき発生する利息は町が全額負担します。

◆融資あっせん額

1件につき40万円以内

（1万円未満は切り捨て）

※ただし、同一世帯で2件以上の工事をする場合や、アパート（共同住宅）などの工事をする場合は、最高限度額が80万円となります。

◆問合せ先　町上下水道課

☎675―2449

浄化槽設置整備費補助金制度のお知らせ

町では「公共下水道事業認可区域および農業集落排水事業区域」を除いた地域に※浄化槽を設置する方へ、補助金を交付しています。

※浄化槽とは、合併処理浄化槽のことを指します。

浄化槽設置整備費補助金

人　槽	金　額
5人槽	332，000円
7人槽	414，000円
10人槽	548，000円

補助金を受けることのできる方

「公共下水道事業認可区域および農業集落排水事業区域」を除いた地域に、住宅を所有または新築を予定し、処理対象人員10人以下の浄化槽を設置しようとする方です。

なお、補助金の対象となる住宅は、専用住宅で主に居住を目的とした住宅（延床面積が総延床面積の2分の1未満の小規模店舗などを併設した併用住宅を含む）です。

ただし、次の方は補助の対象となりません

・浄化槽法の規定による設置の届出の審査または建築基準法の規定による確認を受けずに設置する方

・販売および賃貸を目的とした専用住宅に浄化槽を設置する方

・補助金申請前に浄化槽設置工事に着手した方

・町税などの滞納者

◆問合せ先　町上下水道課

☎675―2449

浄化槽をお使いの皆さまへ

保守点検

浄化槽の中には、たくさんの種類の微生物（バクテリアなど）が棲んでいて、この微生物の働きにより汚水が分解・浄化されて、汚れた水をキレイにしていきます。

微生物が働きやすい環境を整えるためには、専門の業者に機器類の調整や消毒薬の補充などを「保守点検」として委託し、浄化槽の機能を維持する必要があります。

清　掃

槽内には少しずつ水に溶けない固形物や汚泥が溜っていきます。これをそのままにしておくと悪臭や水質汚染の原因となります。そ

のため、町の許可業者に「清掃」を依頼し、槽内の清掃をする必要があります。

定期検査

「保守点検」と「清掃」が適切に行われているかを確認するため、浄化槽を設置されている方は、浄化槽法上の浄化槽管理者として、第三者機関である※指定検査機関の「定期検査」が義務付けられています。

※指定検査機関とは、都道府県知事が指定する検査機関で、栃木県は、㈳栃木県浄化槽協会が指定されています。

「定期検査」の手続きは、保守点検業者に委託できます

「定期検査」は、保守点検を委託している業者に依頼するか、指定検査機関の㈳**栃木県浄化槽協会（☎633―1650）**にご相談ください。

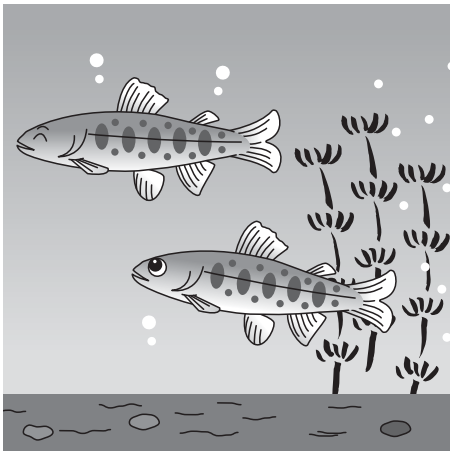

検査料金は県内一律で、1回3,000円です。

保守点検や清掃を定期的に行っていても、受検義務があります

毎年1回の「定期検査」は、指定検査機関が確認する検査で、普段の保守点検や清掃が正しく実施されているかどうかを公正な視点で確認します。浄化槽法により、全ての浄化槽について実施するよう定められています。

受検の勧めや命令に従わず受検しない場合、罰則があります

「定期検査」を受検していない場合、町長から受検についての勧告や命令がなされます。これに違反した場合、浄化槽管理者が30万円以下の過料に処せられることがあります。

「定期検査」の結果、不適正の場合は？

現在お使いの浄化槽は、何らかの理由により汚水を適正に浄化できていなかったり、装置が故障していたりすることなどが考えられます。検査結果は、指定検査機関から浄化槽管理者と保守点検業者に通知されますので、業者と相談のうえ、必要な改善を行ってください。

◆問合せ先　町上下水道課　☎675―2449

森林の所有者届出制度が4月からスタートします

昨年4月の森林法改正により、今年4月以降、森林の土地の所有者となった方は、市町村長への事後届出が義務付けられました。

◆届出対象者

個人・法人を問わず、売買や相続などにより森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出をしなければなりません。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している方は対象外です。

◆届出期間

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届出をしてください。

◆届出事項

届出書には、届出者と前所有者の住所氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積とともに、土地の用途などを記載します。添付書類として、登記事項証明書（写しも可）または土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。

◆問合せ先

町産業課　農業振興担当　☎675―8104

矢板森林管理事務所　☎0287―43―0427

保安林は森林を守る制度です

森林は、雨を貯える水源としての役割や土砂崩れを防止するなど様々な機能を持っています。県ではこうした重要な役割を果たしている森林を「保安林」に指定し、その機能が失われないように森林の管理方法を定めています。

保安林において、立木の伐採や土地の形質変更などを行う場合は、事前に届出や許可を受けることが必要です。

◆問合せ先

○伐採・形質変更などの手続き

町産業課　農業振興担当　☎675―8104

○指定の手続きなど

矢板森林管理事務所　☎0287―43―0427

県森林整備課　☎623―3288

犬の登録・狂犬病予防注射のお知らせ

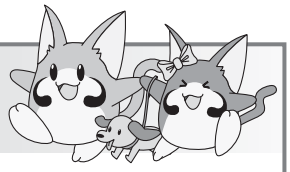

犬（生後91日以上）の所有者は、法律により犬の登録と狂犬病予防注射が義務付けられていますので、最寄りの会場へお越しください。狂犬病予防注射は毎年１回、犬の登録は生涯１回限りです。

なお、**今年度から集合注射は、年１回（春のみ）の実施となります。**当日、犬の体調が良くない・都合が悪いなどの理由で集合注射を受けられない方は、動物病院などで個別に予防注射を接種してください。

料　金　**狂犬病予防注射代　3,300円　　※未登録犬は、ほかに登録料3,000円が必要です。**
（代金は、おつりのないようにご用意ください。）

月日	１　班		２　班	
	場　所	時　間	場　所	時　間
4月13日（金）	伏久集落センター	9：00～ 9：15	大谷公民館	9：00～ 9：25
	文挟公民館	9：25～ 9：40	笹原公民館	9：30～ 9：45
	飯室公民館	9：50～10：05	石末宿集落センター	9：55～10：10
	（旧）上太田公民館	10：20～10：35	中阿久津公民館	10：20～10：40
	花岡東下集落センター	10：45～11：00	宝下集会所	10：50～11：05
	花岡地区集落センター	11：10～11：30	中阿久津第一水源地	11：15～11：30
4月14日（土）	籠関集落センター	9：00～ 9：20	西高谷集落センター	9：00～ 9：15
	赤堀公民館	9：30～ 9：50	寺渡戸公民館	9：20～ 9：35
	西根集落センター	9：55～10：15	農業技術センター	9：45～10：05
	吹上公民館東側（町消防団第１分団詰所）	10：25～10：45	栗ヶ島公民館	10：15～10：30
			桑窪公民館	10：40～10：55
	石沼公民館	10：55～11：25	柏崎集会所	11：05～11：20
	台の原集会所	11：30～11：45	台新田公民館	11：30～11：45
4月15日（日）	宝石台ふれあい公園	9：00～ 9：30	仁井田集会所	9：00～ 9：20
	光陽台のびのび公園	9：40～10：10	東高谷公民館	9：30～ 9：55
	南区公民館	10：20～10：50	町民広場駐車場	10：10～10：40
	宝積寺駅西口前	11：00～11：20	役場駐車場	10：50～11：10
	宝積寺聖地公園南側駐車場	11：30～11：45	北区（塩沢商店前）	11：20～11：45

※各地区の時間が限られていますので、早めに会場に集合してください。

◆問合せ先　町環境課　☎675－8109

デマンド交通　芳賀町と連携します

４月１日から芳賀町のデマンドタクシー「ひばりタクシー」が上高根沢ふれあいセンターまで、乗り入れることになりました。

運行日は、水曜日と木曜日の週２日で、上高根沢ふれあいセンター発、午前11時と午後３時の２往復の運行となります。

「ひばりタクシー」を利用するためには、事前登録が必要です。事前登録は、**芳賀町ひばりタクシーオペレーターセンター（☎67－2323）**または**芳賀町企画課（☎677－6012）**にお問合せください。

【行き】
上高根沢ふれあいセンター　→（利用料金 300円）→　芳賀町内
11時発のひばりタクシーに乗車します。

【帰り】
芳賀町内　→（利用料金 300円）→　上高根沢ふれあいセンター
14時台のひばりタクシーに乗車します。
15時に到着します。

◆問合せ先　町地域安全課　☎675－8110

知って得する 知っ得 なっ得

保険年金コーナー

新年度が始まり、就職や退職などの生活の変化にともなって、国民健康保険や国民年金の異動手続きが必要となることがあります。

国民健康保険の手続き

	手続きに必要なもの
加入するとき （職場を退職し、社会保険の被扶養者でなくなったときなど）	・**職場もしくは加入していた健康保険で発行される資格喪失証明書** ・印鑑 （雇用受給者証をお持ちの方は持参してください）
ぬけるとき （就職して社会保険に加入、社会保険の被扶養者になったときなど）	・**職場の保険証（手続きする方全員分）** ・国民健康保険の保険証 ・印鑑

★就学中の国民健康保険の加入者の特例（マル学）★

国民健康保険に加入中の方で、就学のため住所を町外に移す場合は、手続きをすることによって、引き続き親元から保険証を発行することができます。

該当要件	手続きに必要なもの
就学目的で町外に住民票を移す方	**在学証明書**、保険証、印鑑
マル学保険証を使用している方で新年度も就学する方	**新年度の在学証明書**、印鑑

国民年金の手続き

国民健康保険の加入と同時に国民年金加入の手続きができます。

※任意継続の社会保険などに加入した60歳未満の方も国民年金加入の手続きが必要です。**年金手帳**と**資格喪失証明書**をお持ちください。

★学生納付特例制度★

在学期間中、保険料を後払いできる制度です。

対象となる方	大学・短大・各種学校・専門学校などに通う学生
手続きに必要なもの	**学生証のコピーまたは在学証明書**、印鑑
猶予される期間	平成24年4月分～平成25年3月分
申請期限	平成25年4月末日まで

※前年度に学生納付特例を申請されている方で引き続き今年度も該当すると思われる方には、年金事務所よりはがき形式の申請書が３月下旬に送付されています。内容を確認のうえ、必要事項記載後、返送手続きをしてください。

はがき形式の申請書が届かなかった方は、上記の「手続きに必要なもの」をお持ちのうえ、住民課総合窓口で申請してください。

◆問合せ先　町住民課保険年金係　☎675－8100

環境コーナー

「ごみの出し方」「資源・ごみ収集のお知らせ」ができました

平成24年度の「ごみの出し方（高根沢町一般廃棄物処理計画）」と「資源・ごみ収集のお知らせ（地区ごとの収集日一覧表）」（上半期）は、３月に各地区の保健委員やアパート・マンションなどの管理者を通じて、各戸に配布しています。お手元に届かない場合は、町環境課または住民課総合窓口へお越しください。

ごみの収集日一覧や資源・ごみに関する情報は、町ホームページにも掲載していますのでご利用ください。

資源ごみ回収報償金制度のお知らせ

育成会や子供会などで資源物の回収を予定していませんか？町では、資源ごみを回収し、売却した団体に対し報償金を交付しています。

◆報償金の額　古紙【３円／kg】・ビールびん・一升びん【５円／本】・その他の資源ごみ（アルミ缶など）【売上金（税抜き）の30%】

なお、報償金の交付を受けるには、団体登録手続きが必要になりますので、あらかじめ環境課に申請してください。

犬の飼い方のマナーを守りましょう。あなたの愛犬はご近所に迷惑をかけていませんか？

【犬の飼い主の方へ】

◆犬のふんの後始末は飼い主の責任です。散歩をするときにトイレを済ませるのではなく、家でのトイレをしつけるようにしましょう。犬が散歩中にふんをしたときは、必ず持ち帰り適切な方法で処分しましょう。

◆犬の放し飼いについても、みんなの迷惑となりますので、絶対にやめましょう。犬にとっても、交通事故に遭うなど危険がいっぱいです。散歩をするときも、必ずリード（引き綱）をつけるようにしましょう。

飼い主一人ひとりのモラルが問われています。近所や周囲の人に迷惑をかけることなく、最低限のマナーを守って、ペットと楽しく快適に暮らしましょう。

◆問合せ先　町環境課　☎675－8109

施設略称／(役)＝役場 (改)＝改善センター (保)＝保健センター (福)＝福祉センター (町)＝町民広場 (ホ)＝町民ホール (ト)＝トレーニングセンター (民)＝歴史民俗資料館 (石)＝石末運動場 (図)＝図書館中央館 (仁)＝仁井田ふれあいひろば (上)＝上高根沢分館 (タ)＝宝積寺タウンセンター (み)＝児童館みんなのひろば (き)＝児童館きのこのもり (元)＝元気あっぷむら (水)＝水道料金センター

平成24年4月広報カレンダー①

11 (水) 大安

「高根沢たんたんCafé」 (FMとちぎ 76.4MHz) 12：00～12：49
ポリオ生ワクチン投与 (対象：生後3～90か月児　宝積寺地区)　受付13：00～13：30 (投与開始　13：30～) (保)

資源びん：飯室、文挟、伏久、東高谷、仁井田電気南

ペットボトル：花岡（東上・東下・西上・西下）、西高谷、仁井田、東町（北区・中区の一部）、桑窪、上・中・下柏崎、亀梨、西町の一部、上太田、中郷、寺渡戸、太田

12 (木) 赤口

エアロビクス教室（希望者：事前に電話してください。☎675－4559）　受付９：45～10：00 (保)
ポリオ生ワクチン投与（対象：生後３～90か月児　宝石台・光陽台地区）
受付13：00～13：30（投与開始　13：30～) (保)

資源びん：大谷、東町（南区の一部）、フローラルアベニュー

13 (金) 先勝

窓口延長業務（19：15まで) (役)
水道料金センター窓口延長（19：15まで) (水)
遊びの教室（対象：0歳児）　受付９：45～10：00 (保)
ポリオ生ワクチン投与（対象：生後3～90か月児　宝積寺・宝石台・光陽台以外の地区）
受付13：00～13：30（投与開始　13：30～) (保)

資源びん：上阿久津、中阿久津（東・西）、中坂下、さぎのや、石神、光陽台（4～5丁目）、宝石台（4～5丁目）、宝積寺（下）

古紙回収：花岡（東上・東下・西上・西下）、西高谷、仁井田、桑窪、上・中・下柏崎、亀梨、西町の一部、上太田、中郷、寺渡戸、太田

14 (土) 友引

おはなし会　11：00～11：30 (図)

15 (日) 先負

第３日曜日は「家庭の日」　家庭の大切さ、役割、すばらしさについて考えましょう。

生涯学習関係施設使用自動抽選　申込み期間　15日～19日まで
町民ホール（10月分）スポーツ施設（7月分）情報の森テニスコート・学校体育施設（夜間）（5月分）、仁井田体育館アリーナ（6月分）、キリン体育館・運動場（5月分）
詳しくは町生涯学習課施設管理担当まで　☎675－3199

休日診療当番医　深澤クリニック　[平田]　☎676－0671

16 (月) 仏滅

図書館、改善センター、町民ホール、トレーニングセンター、歴史民俗資料館、エコ・ハウスたかねざわ休館日
窓口延長業務（19：15まで) (役)
離乳食教室（対象児：H23.9生）（希望者：事前に電話してください。☎675－4559）　受付9：45～10：00 (保)

カン・ガラス・不燃物：第１区、第２区、台の原、中台

17 (火) 大安

カン・ガラス・不燃物：第３区、西根、金井、栗ヶ島、光陽台（1～3丁目）、宝石台（1～3丁目）

18 (水) 赤口

「高根沢たんたんCafé」 (FMとちぎ 76.4MHz) 12：00～12：49
２歳児歯科健診（対象児：H22.３月生）　受付13：00～13：30 (保)

カン・ガラス・不燃物：花岡（東上・東下・西上・西下）、西高谷、仁井田

ペットボトル：笹原、向原、石末宿、天神坂、石末原、東町（中区の一部、南区の一部）、柳林、籠関、赤堀、宝積寺（上）、西町の一部、上の台、飯室、文挟、伏久、東高谷、仁井田電気南

19 (木) 先勝

すっきりスリム教室（木曜コース）（希望者：事前に電話してください。☎675－4559）　受付９：45～10：00 (保)

カン・ガラス・不燃物：上太田、中郷、寺渡戸、太田、東町（北区・中区の一部）

20 (金) 友引

窓口延長業務（19：15まで) (役)
水道料金センター窓口延長（19：15まで) (水)
生涯学習関係施設使用自動抽選日
３歳児健診（対象児：H21.３月生）　受付13：00～13：30 (保)

カン・ガラス・不燃物：桑窪、上・中・下柏崎、亀梨、西町の一部

古紙回収：飯室、文挟、伏久、東高谷、仁井田電気南、柳林、籠関、赤堀、宝積寺（上）、西町の一部、上の台、笹原、向原、石末宿

平成24年4月広報カレンダー①

日・曜	お知らせ事項
1 日 先勝	休日診療当番医　菅又病院　[花岡]　☎676−0311
2 月 友引	図書館、改善センター、町民ホール、トレーニングセンター、歴史民俗資料館、エコ・ハウスたかねざわ休館日 窓口延長業務（19：15まで）　役 資源びん：第１区、第２区、台の原、中台
3 火 先負	資源びん：第３区、西根、金井、栗ケ島、光陽台（1〜3丁目）、宝石台（1〜3丁目）
4 水 仏滅	**「高根沢たんたんCafé」**（FMとちぎ 76.4MHz）　12：00〜12：49 資源びん：花岡（東上・東下・西上・西下）、西高谷、仁井田 ペットボトル：上阿久津、中阿久津（東・西）、中坂下、さぎのや、石神、光陽台（4〜5丁目）、宝石台（4〜5丁目）、宝積寺（下）、大谷、東町（南区の一部）、フローラルアベニュー
5 木 大安	資源びん：上太田、中郷、寺渡戸、太田、東町（北区・中区の一部）
6 金 赤口	春の交通安全運動（15日まで） 窓口延長業務（19：15まで）　役 水道料金センター窓口延長（19：15まで）　水 資源びん：桑窪、上・中・下柏崎、亀梨、西町の一部 古紙回収：第１区、第２区、台の原、中台、第３区、西根、金井、栗ヶ島、光陽台（1〜3丁目）、宝石台（1〜3丁目）
7 土 先勝	おはなし会　10：30〜11：00　仁 古紙回収：東町（北区・中区・南区）、天神坂、石末原、フローラルアベニュー
8 日 友引	休日診療当番医　高根沢中央病院　[光陽台]　☎675−1133
9 月 先負	図書館、改善センター、町民ホール、トレーニングセンター、歴史民俗資料館、エコ・ハウスたかねざわ休館日 窓口延長業務（19：15まで）　役 資源びん：笹原、向原、石末宿、天神坂、石末原、東町（中区の一部、南区の一部）
10 火 仏滅	元気あっぷむら休館日 １歳６か月児健診（対象児：H22.９月生）　受付13：00〜13：30　保 資源びん：柳林、籠関、赤堀、宝積寺（上）、西町の一部、上の台

お知らせ

春のあいさつ週間のお知らせ

小中学校を中心として、全町一斉に「春のあいさつ週間」を実施します。

家庭や近所で「おはよう」「ありがとう」と声を交わしましょう。

◆実施期間
4月9日(月)～13日(金)

◆実施時間
7時30分～8時を目安として、各地域の登校時間に合わせて実施
(例：7時20分～7時40分)

◆問合せ先　町生涯学習課　☎675―3175

協会けんぽの保険料率が変わります

中小企業などで働く方や、そのご家族が加入している健康保険「協会けんぽ栃木支部」の健康保険料率が、平成24年4月納付分より現行の9.47%から9.95%に、介護保険料率が1.51%から1.55%へ変更になりました。

※詳しい内容は、(http://www.kyoukaikenpo.or.jp/)でご確認ください。

◆問合せ先　全国健康保険協会栃木支部(協会けんぽ)　☎616―1691

とちぎネットアンケート協力者募集中

県では、現在や将来の課題について県民の皆様の意識やニーズを把握し、協働による県政推進を図るためにインターネットを利用した県政に関するアンケートを実施しています。

このアンケートにご協力いただける方を随時募集していますので、詳しくは、県広報課のホームページ(http://www.pref.tochigi.lg.jp/c05/index.html)をご覧ください。

多くの皆様のご応募をお待ちしています。

◆問合せ先　県広報課　広聴担当　☎623―2158

平成24年国民生活基礎調査の実施について

平成24年度の国民生活基礎調査が、県内15地区を対象に実施されます。

調査員が対象地区のお宅に、直接、調査のお願いに伺います。

調査地区、調査内容など詳しくは、県のホームページまたは、県健康増進課へお問合せください

◆問合せ先　県健康増進課　☎623―3095

平成24年度いきいき教室 受講生募集！

講話や製作活動、リフレッシュ体操など、毎回各方面の講師を招いて学習します。教室は3会場(3班)で開催します。

◆開催日　5月～2月の水曜日(月1回・全9回)
◆時　間　10時～11時30分
◆会　場
○仁井田班・図書館仁井田分館(初回は5／16)
○改善センター班・主に改善センター(初回は5／23)
○図書館班・図書館中央館(初回は5／30)
◆定　員　各40名
◆対象者　60歳以上の方
◆その他　受講者が多数の場合、初めて受講される方を優先させていただきます。

申込みは、町生涯学習課、図書館中央館、図書館仁井田分館で受付けています。

◆申込期限　4月20日(金)
◆申込み・問合せ先　町生涯学習課　☎675-3175

一度しかない成人式を自分たちの手で創ってみませんか
☆平成25年成人式実行委員大募集☆

新成人の皆さんで、オリジナルの成人式を創ってみませんか。皆さんで、成人式のテーマや内容を決めることができます。元気いっぱい、アイデアいっぱいの新成人の皆さん、お待ちしています。

平成24年成人式実行委員とボランティアの皆さん

☆成人式実行委員会第1回ミーティング☆

◆日　　時　6月ごろ(詳細は通知します)
◆会　　場　町改善センター(町民広場内)
◆対 象 者
①平成25年成人式対象者(平成4年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた方)
②平成26年成人式対象者(平成5年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた方)
※先輩たちの成人式を盛り上げて、次の年の自分たちの成人式にも生かしましょう
◆問合せ先　町生涯学習課　☎675―3175

催し

子育て支援センターれんげそう

1．親子スキンタッチ教室（ひよこクラブ）
◆**日時**　4月19日（木）13時30分～14時30分
◆**場所**　子育て支援センターれんげそう
◆**講師**　東京スキンタッチ会会員　木村厚子氏
◆**対象**　0歳～2歳のお子さんと保護者
◆**定員**　10組程度（要申込）
◆**持ち物**　バスタオル・歯ブラシ（山ぎりカットでないもの）・ティースプーン（金属製のもの）
◆**受付開始**　4月4日（水）8時30分～

2．みつばちタイム（出前講座）～自然に親しむ「お花見をしよう」～
◆**日時**　4月17日（火）10時～11時　※雨天中止
◆**場所**　かしの森公園（芳賀町）
◆**集合場所**　10時までにかしの森公園「売店」付近
※職員が「れんげそう」の旗を持っています。
◆**持ち物**　飲み物・帽子
◆**その他**　花粉症の方はマスクもご用意ください。
◆**受付開始**　4月3日（火）8時30分

3．ほのぼのタイム（出前お話会）
絵本・紙芝居などで、楽しいお話しをします。
◆**日時**　4月25日（水）10時30分～11時頃
◆**場所**　図書館上高根沢分館

◆**申込み・問合せ先**　子育て支援センターれんげそう（にじいろ保育園内）☎676－1955

エコ・ハウスたかねざわ

1．古布リサイクルくらぶ新規会員募集！
エコハウスに集まった古布を使って、日用品などをつくります。
会員の皆さんで、同じ作品を仕上げて行きます。初心者の方もぜひご応募ください。

○第1回～ペットボトルのキャップで、針山をつくろう！～
◆日時　4月19日（木）10時～12時
◆**場所**　エコ・ハウスたかねざわ　エコ・アクション・ルーム
◆**対象**　1年間を通して参加できる方（毎月第3木曜日を予定しています。）
◆**参加費**　年会費1000円（12回分）
※第1回目に納入していただきます。
◆**持ち物**　裁縫道具をお持ちの方はご持参ください。

2．エコ・アクションデー～木製マイプレートをつくろう～
◆**日時**　4月21日（土）10時～12時
◆**場所**　エコ・ハウスたかねざわ　エコアクションルーム1
◆**定員**　15名（要申込）
◆**対象**　小学生
◆**参加費**　無料
◆**服装**　汚れても良い服

3．エコ料理教室～いい塩梅！「塩使い」で料理力UP～
◆**日時**　4月13日（金）10時～13時
◆**場所**　図書館中央館調理室
◆**定員**　15名（要申込）
◆**参加費**　一人1000円
◆**持ち物**　エプロン・三角巾・スリッパ

◆**申込み・問合せ先**　エコ・ハウスたかねざわ☎680－2080

第11回酪農まつり

酪農とちぎ農業協同組合では、消費者の方に酪農への理解を深めてもらうため「酪農まつり」を開催します。
◆**日時**　4月7日（土）10時～14時30分
※荒天の場合は8日（日）に順延します。
◆**場所**　酪農とちぎ農業協同組合　ふれあい牧場（下柏崎541）
◆**主な内容**
①第11回ホルスタイン共進会
100頭以上の乳牛が出品されます。（10時開始）
②農機具展示会
様々な大型農機具（トラクターなど）が展示されます。
③ふれあい広場
バターづくり体験、牛乳紙パック再利用工作、搾乳体験、子牛の体重当て、落書きコーナー、ビンゴゲーム、牛乳早飲み大会、完熟たい肥の無料配布など。
各種ゲームは無料ですが、イベントによっては人数を制限させていただきます。
④熱気球体験・石窯ピザ体験
先着順（人数制限あり）となります。
⑤お楽しみコーナー
綿あめ、ポップコーンの無料配布
⑥模擬店
乳製品、アイスクリーム、ドーナッツ、フライドポテト、B級グルメ屋台村など

◆**問合せ先**　酪農とちぎ農業協同組合　指導企画課☎660－2213

相談

心配ごと相談

◆**日時**　4月5日（木）10時～14時
◆**場所**　図書館中央館
◆**相談員**　副所長　安藤　泰行
齋藤　勇次
飯田　禮子

平成24年度　元気はつらつ運動教室　参加者募集

～いつまでも元気で過ごすために、はじめませんか介護予防!!～

町では、高齢者を対象とした運動教室を開催します。

寝たきりなど介護が必要な状態にならないようにするには、元気なうちからの予防が大切です。

皆さんいっしょに楽しく運動しましょう。

◆対象者
60歳以上の方

◆時間
10時～11時30分

◆持ち物
タオル、飲み物

◆その他
動きやすい服装でご参加ください。

◆申込方法
会場ごとに11回の教室で1つのコースになります。ご希望の会場を選び、開催日の前日までにお申込みください。

◆申込み・問合せ先
町健康福祉課
☎675―8105

元気はつらつ運動教室　会場および開催日

上高ふれあいセンター	仁井田ふれあい広場	図書館中央館	宝積寺タウンセンター	びれっじセンター（上太田公民館）	福祉センター
4月10日（火）はつらつ運動	4月11日（水）はつらつ運動	4月18日（水）はつらつ運動	4月25日（水）はつらつ運動	5月8日（火）はつらつ運動	5月22日（火）はつらつ運動
5月1日（火）はつらつ運動	5月9日（水）運動+歯と口の話	5月16日（水）運動+歯と口の話	5月23日（水）はつらつ運動	6月12日（火）運動+歯と口の話	6月26日（火）はつらつ運動
6月5日（火）運動+歯と口の話	6月6日（水）はつらつ運動	6月13日（水）はつらつ運動	6月20日（水）歯と口の話＋運動	7月10日（火）はつらつ運動	7月24日（火）歯と口の話＋運
7月3日（火）はつらつ運動	7月4日（水）はつらつ運動	7月11日（水）はつらつ運動	7月18日（水）はつらつ運動	8月21日（火）はつらつ運動	8月28日（火）はつらつ運動
8月7日（火）はつらつ運動	8月1日（水）はつらつ運動	8月8日（水）はつらつ運動	8月29日（水）はつらつ運動	9月11日（火）はつらつ運動	9月25日（火）はつらつ運動
9月4日（火）はつらつ運動	9月5日（水）はつらつ運動	9月12日（水）はつらつ運動	9月19日（水）はつらつ運動	10月9日（火）はつらつ運動	10月30日（火）はつらつ運動
10月2日（火）はつらつ運動	10月3日（水）はつらつ運動	10月17日（水）はつらつ運動	10月24日（水）はつらつ運動	11月13日（火）はつらつ運動	11月27日（火）はつらつ運動
11月6日（火）はつらつ運動	11月7日（水）はつらつ運動	11月14日（水）はつらつ運動	11月21日（水）はつらつ運動	12月18日（火）栄養講話＋運動	12月25日（火）はつらつ運動
12月4日（火）はつらつ運動	12月5日（水）はつらつ運動	12月12日（水）栄養講話＋運動	12月19日（水）栄養講話＋運動	1月22日（火）はつらつ運動	1月29日（火）栄養講話＋運動
1月15日（火）栄養講話＋運動	1月9日（水）栄養講話＋運動	1月16日（水）はつらつ運動	1月23日（水）はつらつ運動	2月12日（火）はつらつ運動	2月26日（火）はつらつ運動
2月5日（火）はつらつ運動	2月6日（水）はつらつ運動	2月13日（水）はつらつ運動	2月20日（水）はつらつ運動	3月12日（火）はつらつ運動	3月19日（火）はつらつ運動

※　毎回、開始前に血圧測定を行います。
※　天候や会場、講師の都合で内容や日程が変わることがあります。

道路横断旗とポール寄贈

町内17の企業や事業所から、町へ歩行者用横断旗170本、旗入ポール34基の寄贈がありました。

これは交通事故のない安全で安心なまちづくりのために役立てて欲しいとの願いを込めて贈られたもので、町内の交差点などに設置させていただきました。ありがとうございました。

なお、寄贈いただいた企業、事業所の名称は次のとおりです。

（敬称略、順不同）

㈲増渕工業、さいとう歯科医院、小堀畳店、加藤かつま歯科クリニック、㈲杉村興産、㈲平石商店、チエ美容室、㈱マルキ産業、㈲鶴見設備工業、㈲直井組、㈱ホープ、㈱荻原組、㈲永島瓦工業、菅又病院、㈱アライ実業、中央セントラルガス㈱、㈲鈴木土木

新一年生が入学する4月です

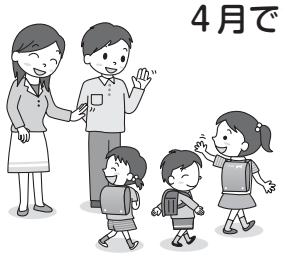

交通安全のため、地域の皆さんもあたたかく見守ってください。

◆問合せ先　町地域安全課
☎675―8110

高根沢町農業委員会委員選挙

告 示 4月10日（火）　投 票 4月15日（日）

※ただし、立候補者が定数17名を超えない場合には、投票を行いません。（防災無線・ホームページでお知らせします。）

１．立候補できる人（被選挙権）

農業委員会委員に立候補できる人は、次の要件を全て満たしている人です。

①高根沢町に住所を有すること。

②年齢が満20歳以上であること。

③10アール以上の農地につき耕作の業務を営む人か、その同居の親族または配偶者で、過去１年間の耕作日数がおおむね60日以上である人か、10アール以上の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人の組合員・社員または株主で過去１年間の耕作日数がおおむね60日以上である人。

※ただし、次の事柄に該当する人は立候補できません。

●成年被後見人や禁錮刑以上の刑に処せられた人などの欠格者

●公務員などの立候補制限者

●固定資産評価審査委員や教育委員などの兼職禁止者

２．投票できる人（選挙権）

農業委員会委員選挙において投票できる人は、「１．立候補できる人」の要件①②③を満たし、３月31日確定の選挙人名簿に登載されている人です。（欠格者は除かれます。）

３．投票時間

午前７時から午後８時までです。

４．投票所入場券

告示日に郵便にて発送しますので、投票所にお持ちになってください。

もし、届かなかった場合には町選挙管理委員会に確認をしてください。

また、投票所入場券を投票所にお持ちになるのを忘れたり紛失してしまった場合には、投票所で係員にその旨を伝えてください。

５．代理投票・点字投票

代理投票は、本人がケガや障害等の心身の故障や文盲などの理由でご自身で投票用紙に記載できない選挙人のための制度です。投票管理者に申請すると、補助者２名が決められ、その一人が選挙人の指示に従って投票用紙に記載し、もう一人が指示どおりかどうかを確認します。

また、投票所には点字投票用の投票用紙があり、簡単な点字器も用意してありますので、点字での投票もできるようになっています。

６．期日前投票・不在者投票

投票日当日、仕事や旅行などの都合で投票所へ行くことができない方は、期日前投票ができます。

◆期　間　４月11日（水）～14日（土）　８時30分～20時

◆場　所　町役場　第２庁舎１階第４会議室（西側）

※投票所入場券（はがき）がお手元に届いた方はお持ちください。投票所入場券がお手元に届く前であっても、投票所にて選挙人名簿に登録されていることが確認できれば投票できます。

※県選挙管理委員会が指定した病院等に入院等のために投票に行けない方は、上記期間に病院等で不在者投票ができます。病院長・施設長にお早めにお申し出ください。

◆問合せ先　町選挙管理委員会　☎６７５―８１１５

3・11東日本大震災　復興への集い

わたしたちが、かつて経験したことのない未曾有の大震災から1年、東日本震災の経験と教訓をいつまでも忘れることのないよう、町民広場を会場に3月11日、「高根沢町復興への集い」が開催されました。

集いには、町消防団員、町議会議員、行政区長、婦人防火クラブ員など約120名が出席し、震災が発生した14時46分、犠牲になられた方々に対し、黙とうを捧げました。

その後、笠倉正矩（かさくらまさのり）区長会長が「自主防災の誓い」を述べ、復興への願いを込めて、ハクモクレン3本の祈念植樹が行われました。

最後に、復興パレードとして、町消防団による土砂災害箇所の視察が行われました。

ちょっ蔵ホールでバンドメンバーらによる防災訓練を実施

2月12日、宝積寺駅東口「ちょっ蔵ホール」において火災を想定した避難・消火訓練が実施されました。訓練は、アマチュアバンド13組が出演した「ミューレボキャラバン2012」の開催前に行われました。高根沢消防署員の指導のもとライブ中の出火を想定し、避難訓練、水消火器を使った消火訓練に、参加した約50名は真剣に取り組んでいました。

ちょっ蔵ホールを管理するTMO高根沢の寺田（てらだ）さんは「できるだけ実情に沿ったかたちで訓練を実施しなければならないと考え、ライブ時の火災を想定した訓練を実施しました。大震災をきっかけに防災に対する意識は高まっているので、出演者も真剣に取組み、効果的な訓練ができました」と話していました。

長崎県雲仙市と災害時相互応援協定を調印

町では、昨年の東日本大震災の経験を教訓に、災害時に同時被災の心配のない遠隔地の市町村と災害時の応援体制を整えることが重要であると判断し、2月14日、長崎県雲仙市と「災害時における相互応援協定」を結びました。

応援の内容は、救援・防疫・応急復旧に必要な職員の派遣、食糧・飲料水・生活必需品などや必要な資機材の提供、被災者の受け入れや住宅のあっせん、被災地児童の交流などを相互に行なうこととしています。

今後は、いつ起こり得るかわからない災害に備え、雲仙市との交流を積極的に行っていきます。

元気あっぷむらでうんまいまつり

2月25日、26日の2日間、元気あっぷむら屋外特設会場において、「うんまいまつり」が開催されました。

地元の食材を活かした「いも煮」や、陸前高田市直送の「イカ焼き」、「ホタテ焼き」など、今年も盛りだくさんのうんまいものに多くの方が訪れ賑わいました。また、災害時相互応援協定を結んだ長崎県雲仙市からは「小浜ちゃんぽん」や「焼きカキ」など産地直送の名物が並びました。

茨城県から訪れた役野（えんの）さんご夫婦は、小浜ちゃんぽんを食べ「野菜がたっぷりでとても美味しかった」と満足そうでした。

ファミリーサポートまつり

2月4日、ファミリーサポートセンター（子育て支援センターれんげそう内）において、第1回ファミリーサポート会員交流会「ファミリーサポートまつり」が行われました。

参加した60名は、昔話を聞いたり、ゲームを行ったほか、模擬店で会食をしながら交流を図り、楽しい時間を過ごしました。

ファミリーサポートセンターからのお知らせ

平成23年10月にスタートしたファミリーサポートセンターは、現在１００人を超える会員に支えられ、子育ての相互支援活動を行っています。

提供会員の皆さんは、大切なお子さんを預かることの大変さを感じていますが、「安心して預けられて助かった」という利用会員の声に支えられ、町の大切な宝である子どもたちのために、何ができるか考えながら支援活動を行っています。

ファミリーサポートセンターでは、提供会員・利用会員を随時募集していますので、興味のある方は、お気軽にご連絡ください。

◆問合せ先　ファミリーサポートセンター（子育て支援センターれんげそう内）☎６７６－１９５５

○提供会員さんの声

「サポートをしながら実は、自分自身が子どもにサポートされ〝お互い様〟の助け合いであると感じています。」

「孫ができた感じで、他の家族も喜んでくれて楽しい時間を過ごしています。」

福祉タクシー制度のお知らせ

町では重度の障がいをお持ちの方への外出支援として、福祉タクシー制度を実施しています。

今年度の利用券の交付について、次のとおり実施しますので、福祉タクシー制度を利用する方は、町健康福祉課に申請をしてください。

また、希望によりデマンド交通たんたん号の利用券による助成を選択することもできます。

◆対象となる方

町内に住所を有し、次のいずれかに該当する方

①身体障がい者手帳を所有し、その程度が1級または2級の方

②療育手帳を所有し、その程度がＡ1またはＡ2の方

③精神保健福祉手帳を所有し、その程度が1級の方

④福祉有償運送登録事業者などの会員登録を受けた方

◆助成の内容

①福祉タクシーの利用者に対し、当該乗車料金のうち初乗り料金相当額、またはたんたん号利用券

②福祉有償運送登録事業者などの登録車両への乗車料金（６５０円が上限）

◆交付枚数

福祉タクシー券・ひと月あたり5枚、またはたんたん号利用券・ひと月あたり20枚

◆交付対象期間

申請した月から、平成25年3月分まで

◆申請に必要なもの

①身体障がい者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、福祉有償運送登録事業者などの会員であることがわかる書類

②印鑑

③福祉タクシー利用者証（すでに交付を受けている方のみ）

◆交付場所および時間

町健康福祉課　8時30分～17時15分

※土・日・祝日を除く

※月・金は19時15分まで

◆その他

平成23年度の利用券の有効期限は3月31日までとなっています。4月1日からの利用には、新たに平成24年度利用券の交付を受ける必要があります。

◆問合せ先

町健康福祉課　社会福祉担当　☎６７５－８１０５

保健センターだより

No.330
☎675―4559

お子さんと楽しい時間を過ごしませんか？

遊びの教室

保健センターでは、お母さんとお子さんが、ふれあい遊びを通して、楽しい時間を過ごしていただくための、遊びの教室「ぴょんぴょんひろば」を行っています。申し込みは不要です。お気軽にご参加ください。

◆**日程**
【0歳児】ぴょんぴょんー1
4月13日（金）・6月19日（火）・8月24日（金）・10月10日（水）・2月27日（水）
【1歳児以上】ぴょんぴょんー2
5月16日（水）・7月13日（金）・9月24日（月）・11月6日（火）・3月13日（水）
◆**時間**　10時～11時
◆**受付**　9時45分～10時（時間厳守）

プレママ学級

保健センターでは妊婦さん対象のプレママ学級も行っています。「初めての妊娠でなんだか不安」「ほかの妊婦さんはどのように過ごしているの？」「産後の育児はどのようなもの？」など心配な方、新しくお友達をつくりたい方、ぜひご参加ください。二人目、三人目の先輩妊婦さんも大歓迎です。
日程については、妊娠届時のチラシをご覧ください。町ホームページにも掲載しています。

◆**問合せ先**　町保健センター
☎675―4559

遊びの教室　ぴょんぴょんひろば

1歳児以上

0歳児

楽しい朝ごはんメニュー

もっと野菜を食べよう

新年度を迎え、寒さの厳しかった冬からやっと抜け出し、活動的な季節になりました。
今月から、野菜メニューの「お手軽旬レシピ」も紹介します。たくさん、野菜を食べてください。
簡単朝ごはんメニューは、「パパッとごはん」。ネーミングどおり、あっという間に作れるバランスの良い朝ごはんです。

パパッとごはん　（一人分）熱量558kcal　たんぱく質22.2g　塩分2.3g

材料　2人分
みそ汁
豆腐……1/4丁
油揚げ……1/2枚
カットワカメ……2g
みそ……大さじ1
ブロッコリーのたまご炒め
たまご……2個
ミニウインナー……10本
ブロッコリー……1/3株
植物油……小さじ2
しお……ひとつまみ
こしょう……少々
ミニトマト……6個
キウイフルーツ……1個
ごはん……茶碗2杯
焼き海苔……小袋1袋

作り方

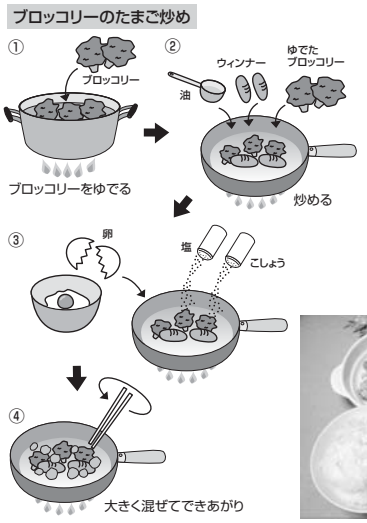

もっと野菜を食べよう!!
お手軽旬レシピ
菜の花のからし和え

材料　2人分
菜の花……100g（1束）
からし……好みで
しょうゆ……小さじ1

作り方
①　菜の花　ゆでる
②　しょうゆ　からし　まぜまぜ

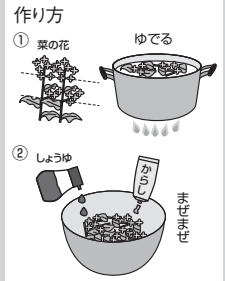

おいしく食べよう、楽しく食べよう、元気な子
―顔が見えるって、おいしいねー

『パパッとごはん』
中央小学校6年
山本　涼斗さん
本人のコメント
「豆腐を切るとき、さいの目切りにするのが難しかったけれど、がんばりました。」

みなさんのご家庭のお薦めメニューを募集しています。
町保健センターまでお知らせください。
☎675―4559

栃の葉国体記念第29回健康マラソン（県民スポーツ大会ロードレースの部）大会結果

2月12日（日）県総合運動公園

◇健康マラソン一般女子40歳以上５km
≪優　勝≫　岩本　秀子
※今大会で優勝５回、大会４連覇達成!!

◇ロードレース　町対抗一般男子５km
≪優　勝≫　伊藤　範朗
≪第３位≫　澁谷　健太郎

第２回町民ゴルフ大会参加者募集!!

賞品をたくさん用意していますので、ご家族・ご友人をお誘い合せのうえご参加ください。

◆日　　時　５月23日（水）
◆会　　場　宇都宮ガーデンゴルフクラブ（高根沢町文挟764－３）
◆料　　金　7,０００円（プレー代・賞品代込）
◆集　　計　新ペリア無制限
◆募集人数　１６０名（先着順）
◆参加資格　町民・町内勤務者（１名でも参加できます）
◆申込期限　５月13日（日）
※大会終了後、２Fパーティルームで表彰式を行います。
◆主　　催　町民ゴルフ大会実行委員会
◆申込み・問合せ先
宇都宮ガーデンゴルフクラブ　☎676－1011

第32回議長杯ワンタッチバレーボール大会結果

2月19日（日）キリン体育館

≪優　勝≫　花岡フレンズ
≪準優勝≫　西町バレークラブ

平成23年度町長杯争奪卓球大会結果

2月25日（土）キリン体育館

◇男子シングルス
≪優　勝≫　三浦　　拓（本田技研）
≪準優勝≫　鈴木　駿久（宇都宮高校）
≪第３位≫　平野　壮登（一般）

◇女子シングルス
≪優　勝≫　國友　優花（高根沢高校）
≪準優勝≫　矢野ほの香（小山高専）
≪第３位≫　堀野　　葵（高根沢高校）

◇男子ダブルス
≪優　勝≫　三浦　　拓（本田技研）
　　西海　法秀（一般）
≪準優勝≫　佐藤　　茂（高卓ク）
　　石塚　雄一（高卓ク）
≪第３位≫　平野　壮登（一般）
　　綱川　尚希（清陵高校）

◇女子ダブルス
≪優　勝≫　國友　優花（高根沢高校）
　　土屋　　槙（高根沢高校）
≪準優勝≫　楡井　綾乃（高根沢高校）
　　村上　里奈（高根沢高校）
≪第３位≫　安藤　七海（阿久津中）
　　小山　奈菜（阿久津中）

町への寄付ありがとうございました（敬省略）

○高根沢町更生保護女性会会員一同　２６，５５０円
学校復旧のため寄付

○半田歳男　１００，０００円
震災復興のため寄付

たかねざわ愛の基金（敬称略）

○栃木県レーザーカラオケ協会　１１６，４０５円
平成23年度チャリティーカラオケ決勝大会時の益金を寄付

○匿名　４，１９２円
愛の基金として寄付

2月29日現在合計額　１３１，１１６，９９０円

✚日本赤十字社「東日本大震災義援金」（敬称略）

○高根沢町更生保護女性会員一同　２０，０００円

高根沢の文化遺産

飯室の薬師信仰
～十二神将像と新たな文化財～

飯室の薬師堂

飯室に、星宮神社の氏子連が管理している薬師堂があります。薬師堂は薬師如来を祀るさや堂で、各地に存在します。なので、それ自体は決して珍しいものではありません。高根沢では大谷にもあり、特に救命丸の宇津家の持仏堂である薬師堂は皆さんの知るところです。

病に対する科学的な解決策を知らず、まじないや神仏にしか頼れなかった前近代的な時代において、飯室の人々が疑うことなく心を一つにしていた薬師信仰の深甚さは充分すぎるほど偲ばれる資料といえます。この飯室の薬師堂に町指定の文化財である十二神将像があります。

十二神将像

十二神将像とは、薬師如来を加護する十二体の武将神のことで、本尊の周囲をそれぞれが忿怒のポーズで円陣を組んでいます。奈良の新薬師寺の十二神将は有名で、学校の教科書でも必ず習います。その一つの迷企羅（めきら）大将像は国宝で、「すさまじい形相で仏敵に立ち向かう姿」を表しています。

この思想が地方に伝播すると、十二等分された立ち位置に、方角を表す十二支が割り当てられ、それぞれの頭上に子丑寅…の十二支像が付随するようになります。例えば、今年の干支である辰の方向（東南東）からの外敵を迎え撃つ役は末儞羅（まにら）大将で、その頭上には辰の彫り物が乗るという具合です。とはいえ、その関係は必ずしも一定とはいえません。

飯室の十二神将像の場合は、十二支が乗っていなかったと言われており、腕や武器などが失われたものもあります。元禄三年（1690年）の作といわれますから致し方ないことと思います。

末儞羅大将像（飯室薬師堂）

神仏習合という考え

そんなことより、仏に神様とは何事？なるご意見はもっともなことです。遠く奈良時代の末、大陸からもたらされた仏様と日本古来の神々を融合させる「神仏習合」の動きが起こりました。その結果、本尊の薬師如来に武神が付き従っても不合理ではない、という考えが生まれたのです。お寺に鳥居を伴う神宮寺ができたのも、神社に髪を丸めた僧形の神様などが祀られたのも、みなこの発想からです。

新しい文化財

ところで、歴史民俗資料館では、この飯室薬師堂の十二神将のうち、波夷羅（はいら）大将・摩虎羅（まこら）大将などの四像が、版画で常設展示されていますので、いつでも見ることができます。怒りの像がユーモラスに表現され、見る人には笑みもこぼれます。これらを縮小した手作り栞も無料で提供し、来館者には好評です。

版画の作者は、宝積寺の高倉浩三氏です。高倉氏は、日本版画院の会員作家で、制作と個展開催の傍ら、定期的に町民に版画の楽しみを伝えたり、高根沢の風景や町指定の縄文土器、大谷の食違い棟の阿久津家などを題材とした作品も制作し、資料館へ寄贈されたりしています。

これらは、写真にない独創性と暖かい感性にあふれ、展示されているひとつ一つの作品は高根沢町の新しい文化財と呼ぶにふさわしいものになっています。

（文化財嘱託員　鈴木勝）

◆歴史民俗資料館
☎675－7117
開館　9時～17時
休館日　月曜日

第28回　日本の自然
写真コンテスト入賞作品展

4／6（金）～4／22（日）

全日本写真連盟「第28回日本の自然写真コンテスト」の入賞作品、約80点を展示します。
「いつまでも守り続けたい日本の自然」を表現した素晴らしい作品が並びます。

花嫁衣裳展　4/28（土）～

明治から昭和にかけての花嫁衣装のほか、婚礼道具などを展示します。

塩谷郡市医師会コラム

知って得する目眼（豆）知識

第1回

「三歳児・眼科検診の重要性」

かとう眼科院長
加藤　健（さくら市）

お子さんの目は生まれてから「物を見る」ことで育っていきます。産まれてから8、9歳くらいまで視力は発達していき大人の目に育っていくのですが、この発達途中で障害（強い遠視や乱視、斜視など）があると弱視になる可能性が出てきます。

『遠視』は遠くが良く見えるからいい！というわけにはいきません。強い遠視があると、映像がぼやけてしか見えず、視力が発達しません。弱視とは眼鏡をかけても視力がでない状態で、視力の発達を促すための"治療"として眼鏡が必要になります。

「小さいうちから眼鏡をかけてかわいそう。」と思われる方もいると思いますが、その子にとっては眼鏡をかけないことの方がかわいそうなのです。なぜ三歳児検診で眼科の検査が重要かというと、前述したように、視力の発達する期間には限りがあります。そして、治療するには早ければ早いほどよいのです。

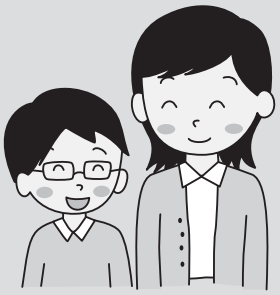

「視線が合わない」や「まぶたが下がっている」など見かけでわかるものは、お家の方や幼稚園・保育園の先生が気付いたり、小児科の先生に指摘されたりと早くに気付かれることもありますが、外から見ても異常はなく視力を測ってみないとわからない弱視があります。特に片目だけの弱視の場合、反対の目は見えているので日常生活に支障はなく、三歳児検診・就学時検診で異常を指摘されても「大丈夫！」と思って放置されてしまうようです。片目の弱視の場合は、よく見えている方の目を隠すと嫌がります。どちらかの目を隠して、もし嫌がる方があったら弱視が疑われます。

どちらの目も弱視の場合はこの反応はありませんので、うまく測れなかったときには眼科を受診した方がよいでしょう。もし弱視であっても早い時期から適切な眼鏡をかけ、必要であれば訓練を行えば視力の向上も期待できます。

お子さんの視力は大人が気付いてあげないと手遅れになってしまうことがあるので、三歳児検診や学校検診で何か心配なことがありましたら、なるべく早めに眼科を受診しましょう。

※ご意見、ご質問、取り上げて欲しい病気などがありましたら〒329－1312さくら市桜野1319－3　さくら市氏家保健センター内　塩谷郡市医師会までお便りをお寄せください。

文芸コーナー

短歌

森　富男（宝積寺）選

検体もせまき門だと知らされて
　椅子をねらって稽古にはげむ
雛めぐり幼き頃の面影に
　誰ともなしに優しげになる
寒耐えて咲く水仙の可憐花と
　目立つ常磐木の庭の彩り
桜咲く四月公演「三婆」を
　最期に池内淳子さん逝く
成人の振袖姿の次女孫は
　「綺麗でしょう」自分を褒める

綱川　秀夫（石　末）
水谷　兄子（宝積寺）
齋藤　秀山（宝積寺）
船山　富美（宝積寺）
鈴木ハルイ（宝積寺）

俳句

町文化協会 俳句会 選

冬みかん峡の谷間の灯めく
鳥の尾のぴんと張りたる吊し雛
梨剪定終へし右腕さすりけり
初時雨鬼怒の河原も薄化粧
ほろにがさ競ふ友ありふきのとう

久郷　政子（宝積寺）
伏木　友子（上阿久津）
金田　佾正（宝積寺）
水井　幹（宝積寺）
村上　ツヤ（伏　久）

川柳

町文化協会 川柳会 選

籠を編む手捌き日がな見て飽きず
両膝の孫に夫の恵比須顔
何時からか勿忘草（わすれなぐさ）を友とする
カラオケのテレビ採点首かしげ
胎児撫で愛しさつのり夢を編む

武井　暉（宝積寺）
小泉　洋子（宝積寺）
後藤まもる（太　田）
赤羽　清昭（石　末）
生田目昭夫（宝積寺）

文芸コーナーでは、皆さんからの投稿をお待ちしています。なお、作品が掲載される場合には、添削されることもありますので、あらかじめご了承ください。
締め切りは毎月末です。町企画課へご提出ください。

４月１日現在の職員数

・特別職（町長・副町長・教育長）３名　　・一般職員　177名　・技能労務職員　14名

担当部課		担当	係	主な業務	電話番号	場所
建設産業部	都市整備課	都市整備	計画・調整	・都市計画に基づく土地利用計画に関すること ・都市施設の整備に関すること	675-8107	第２庁舎２階
			建設	・道路行政の総合調整に関すること ・道路、橋梁、河川及び交通安全施設の計画、整備、維持管理、災害復旧に関すること		
		施設管理	管理・用地	・町道等の境界に関すること ・公園の維持管理、災害復旧に関すること ・開発行為及び建築確認の指導に関すること ・景観に関すること		
			地籍	・地籍調査に関すること		
		区画整理	事業・管理	・土地区画整理事業の総合調整、施行に関すること		
			換地・補償	・土地区画整理事業の換地、補償に関すること		
	上下水道課	建設整備 業務管理	建設整備	・上下水道施設等の整備、維持管理に関すること	675-2449	上下水道事務所
			業務管理	・予算、決算、契約、資産管理に関すること		
	産業課	農業政策	農業政策	・農業施策の総合調整に関すること ・農業担い手の支援に関すること	675-8104	第２庁舎２階
			農地調整	・農業振興地域の整備に関すること		
		農業振興	営農支援	・生産振興、畜産振興に関すること ・農業団体、生産組織に関すること		
			農村振興	・農村環境に関すること		
		商工観光	商工観光	・商工業、観光に関すること		
			消費者対策	・消費者行政に関すること		
会計課			会計	・会計事務に関すること	675-8112	第1庁舎1階
教育部	こどもみらい課	学校教育	学校教育	・学校の設置、廃止に関すること ・通学区域の設定、変更に関すること	675-6466	改善センター
			学校支援	・児童、生徒の就学、入学、転学、退学に関すること ・学校の組織編成、教育課程、学習指導、児童生徒指導及び進路指導に関すること		
			施設管理	・学校施設、児童福祉施設などの管理に関すること		
		子育て支援	保育	・保育園、児童館、学童保育所に関すること		
			養育支援	・母子、父子及び児童の福祉に関すること。 ・要保護児童に関すること		
		（にじいろ保育園）			676-1945	にじいろ保育園
		（のびのび保育園）			675-3721	のびのび保育園
		（給食センター）			675-0650	給食センター
	生涯学習課	社会教育	生涯学習	・生涯学習、社会教育の振興に関すること ・青少年の健全育成に関すること	675-3175	改善センター
			スポーツ	・スポーツ、レクリエーションの振興に関すること		
			公民館・文化	・文化、芸術の振興に関すること		
		施設管理	施設管理	・社会教育施設の管理に関すること	675-3199	
議会事務局			議会	・議会事務に関すること	675-8111	第３庁舎２階
監査委員事務局			監査	・監査事務に関すること	675-8115	
選挙管理委員会				・選挙事務に関すること		
農業委員会事務局			庶務	・農地利用調整、農業者年金に関すること	675-8108	第2庁舎2階

平成24年度　高根沢町行政機構

担当部課		担当	係	主な業務	電話番号	場所
総務企画部	総務課	行政	行政	・条例、規則などの審査、制定、改廃に関すること ・行政区長に関すること ・議会に関すること	675-8101	第１庁舎２階
			人事	・職員の定数、給与、研修に関すること		
			秘書公聴	・秘書、公聴に関すること ・情報公開に関すること		
		管財契約	管財	・町有財産の総括、維持管理、処分に関すること		
			契約	・工事、物品納入などの業者選考に関すること ・入札の執行、契約に関すること		
	企画課	行政経営	計画	・地域経営計画に関すること ・行政評価に関すること	675-8102	
			行政改革	・行財政改革に関すること ・地域づくりに関すること		
			財政	・予算編成、執行の総括に関すること		
			広報・情報	・広報に関すること ・情報システムの総括に関すること ・各種統計に関すること		
	地域安全課	危機管理	消防防災	・消防、防災に関すること	675-8110	
			地域安全	・防犯、交通安全対策に関すること ・交通政策に関すること		
住民生活部	住民課	総合窓口	総合案内･窓口	・各種証明書の発行に関すること ・各種申請の受付に関すること ・業務の案内に関すること	675-8100	第１庁舎１階
			戸籍	・戸籍に関すること		
			保険年金	・国民健康保険に関すること ・後期高齢者医療制度に関すること ・国民年金に関すること		
	税務課	税務	住民税	・町民税（県民税を含む）に関すること	675-8103	
			資産税	・固定資産税、都市計画税に関すること		
			諸税	・国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、軽自動車税に関すること		
				・町税に係る諸証明の交付に関すること		
		収納対策	収納対策	・町税及びそれに係る附帯金の徴収に関すること	675-8124	
	健康福祉課	社会福祉	高齢者・介護	・高齢者福祉に関すること ・介護保険に関すること	675-8105	
			障がい者	・障がい者福祉に関すること ・重度心身障がい医療費助成に関すること ・生活保護に関すること		
		健康づくり	健康づくり	・健康診査に関すること ・健康増進事業に関すること	675-4559	保健センター
	環境課	環境	環境	・環境政策に関すること ・墓地、共同斎場に関すること ・畜犬登録、狂犬病に関すること	675-8109	第２庁舎１階
			リサイクル	・資源等のリサイクルの推進に関すること ・し尿､ごみの収集､処理対策並びに指導に関すること		

役場庁舎案内図

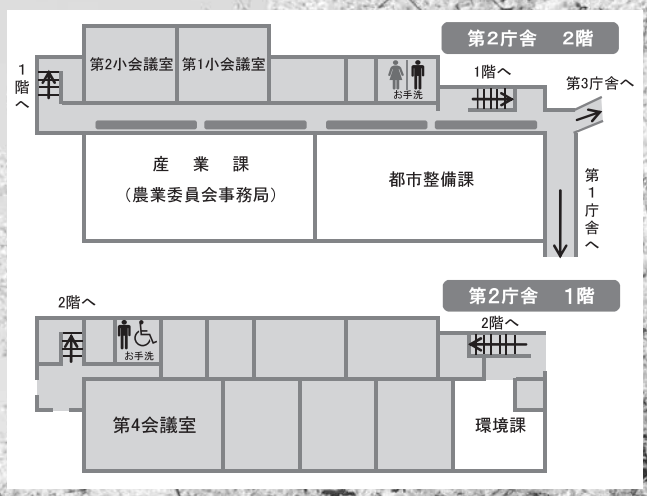
第2庁舎　2階
1階へ
第2小会議室
第1小会議室
お手洗
1階へ
第3庁舎へ
産　業　課
（農業委員会事務局）
都市整備課
第1庁舎へ
第2庁舎　1階
2階へ
2階へ
お手洗
第4会議室
環境課

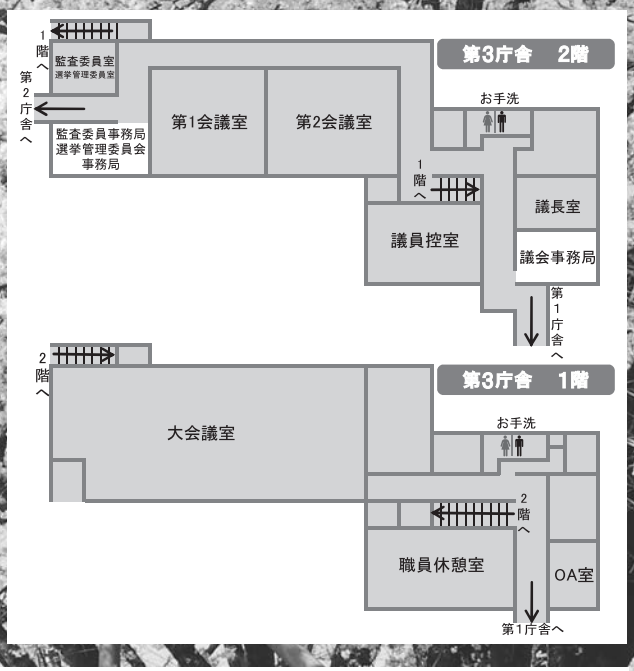
第3庁舎　2階
1階へ
第2庁舎へ
監査委員室
選挙管理委員会
監査委員事務局
選挙管理委員会事務局
第1会議室
第2会議室
お手洗
1階へ
議員控室
議長室
議会事務局
第1庁舎へ
第3庁舎　1階
2階へ
大会議室
お手洗
2階へ
職員休憩室
OA室
第1庁舎へ

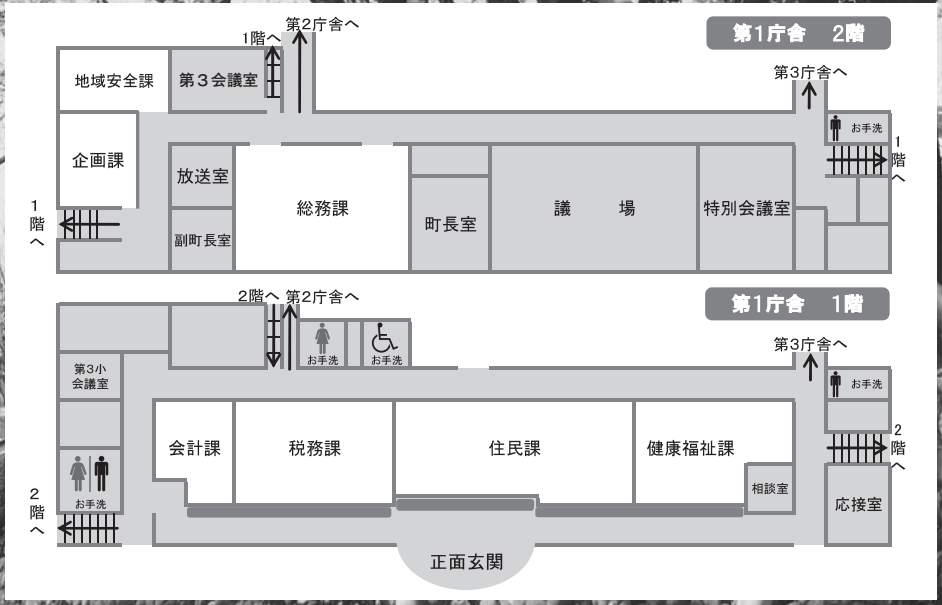
第1庁舎　2階
1階へ
第2庁舎へ
地域安全課
第３会議室
第3庁舎へ
企画課
放送室
副町長室
総務課
町長室
議　　場
特別会議室
お手洗
1階へ
1階へ
第1庁舎　1階
2階へ
第2庁舎へ
お手洗
お手洗
第3庁舎へ
第3小会議室
お手洗
会計課
税務課
住民課
健康福祉課
相談室
応接室
2階へ
2階へ
お手洗
正面玄関

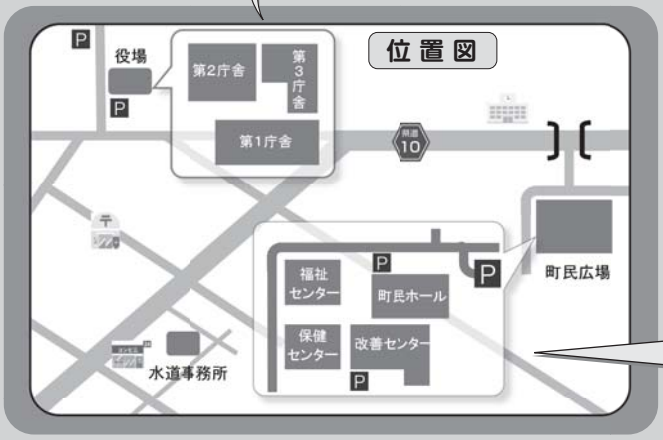
位置図
役場
第2庁舎
第3庁舎
第1庁舎
〒
福祉センター
町民ホール
町民広場
保健センター
改善センター
水道事務所

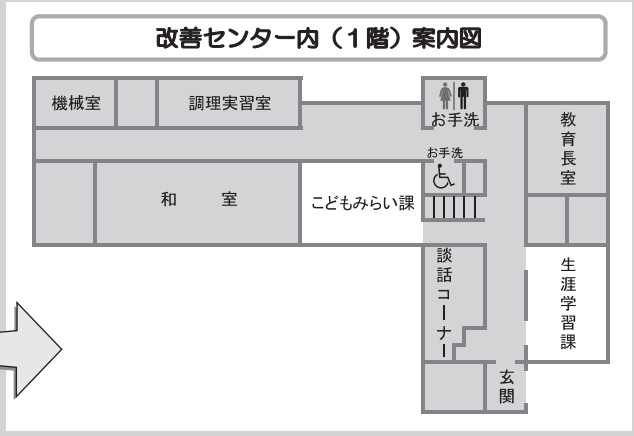
改善センター内（１階）案内図
機械室
調理実習室
お手洗
教育長室
お手洗
和　　室
こどもみらい課
談話コーナー
生涯学習課
玄関

夢だより 風だより

— 第百十三想 —

日本には世界の中で礼賛されてきた先人が沢山います。しかし、そのことを伝える努力を私たちは怠って来てしまいました。今回は、以前から伝えたかったことを書きたいと思います。

エルトゥールル号事件

一八九〇（明治二十三）年九月、日本への表敬訪問を終えて帰路に着いたトルコ軍艦エルトゥールル号が、折からの台風による嵐の中、和歌山県串本町の大島沖で座礁しました。六五〇名の乗組員の多くが亡くなった、当時では世界最大の海難事故でした。九月十六日夜半、嵐の海を何とか泳ぎきった乗組員が、大島の突端にある樫野崎灯台に助けを求め、遭難が分かりました。夜半から翌日にかけての暴風雨の中で救助作業は困難を極めましたが、大島の村民たちは村をあげての救助作業を行い、三百名以上の遭難者を引き上げ、そのうち六九名の命を救うことができました。村民たちは、災害時のために保存していた穀類や鶏など全てを供出してトルコ人遭難者の救援に当たりました。このことは、当時のオスマン・トルコ国民を感動させ、教科書にも紹介されました。世界でも最も厚いといわれるトルコ国民の親日感情の礎は、大島村民の行動によって作られたものなのです。

九十五年後の一九八五年、イラクのフセイン大統領はイラン・イラク戦争に際し、「今から四十八時間を期限に、イランからの飛行機は撃墜する」と宣言しました。在イランの邦人は、日本からの救援機がなく取り残される運命にありましたが、その時に、トルコ政府は在留邦人を救うために自国の航空機を派遣してくれました。当時の在日トルコ大使は「かつてのエルトゥールル号の時の恩義に報いるためでもあった。」と述べています。

稲むらの火

「稲むらの火」の舞台となったのは和歌山県広村（現広川町）というところです。一八五四（安政元）年十一月に起きた大地震に伴う大津波の時に、広村の庄屋であった浜口梧陵という人は、自分の田んぼで収穫したばかりの穂の付いた稲（稲むら）を燃やして、村人たちを救いました。戦前の国語の教科書には「稲むらの火」という題名でこの話が載っていましたし、この実話に大変感動したラフカディオ・ハーン（小泉八雲）によって、「生き神さま」という題名で全世界に紹介されました。

小泉純一郎さんが首相当時、マレーシアでインド洋大津波に関する会議が開催され、その時、シンガポールの首相から「あの日本の『稲むらの火』の話は実話ですよね？」と訪ねられましたが、小泉首相は、「稲むらの火」の話を知らず答えられませんでした。

浜口梧陵氏には八人の子どもがおり、末っ子の浜口担という方は大学教授になりました。明治時代の末、彼は英国のジャパン・ソサイエティで「江戸期の女性史」をテーマに講演をしました。その場所でこんなことがありました。講演後の質問の最後に「今日のテーマに関わらない質問ですが、私は『浜口』という名前に強い印象を持っています。それは『生き神さま』という話の主人公も浜口だからです。同じ名字の方は多いと思いますが、その主人公と先生とは何かご関係がありますか？」遠いロンドンの地で父親の名前を聞くとは予想もしていなかった浜口氏は、感極まって涙が落ちるのを止められませんでした。驚いた司会者が浜口氏に駆け寄り涙の理由を問いました。「その浜口は私の父です」司会者は席に戻り「その浜口氏こそ、この浜口先生のお父様でいらっしゃいます」と紹介するや、来場者は一斉に立ち上がり、会場ではいつまでも拍手が鳴り止みませんでした。

付け加えれば、「稲むらの火」の主人公である浜口梧稜氏はヤマサ醤油七代目当主であり、津波被害を受けた広村の再建にも私財を投じられました。現存する長さ六五〇m、高さ五mの広村堤防は浜口氏が作ったものです。

世界の人々が賞賛する先人の偉業をどうして私たちは知らないのか？残念でならないと感じています。

Eメールアドレス
chouchou@town.takanezawa.tochigi.jp

「広報たかねざわ」「町ホームページ」に広告を載せませんか！

◆問合せ先
町企画課　広報・情報係
☎675−8102
Eメール　kouhou@town.takanezawa.tochigi.jp

「広報たかねざわ」「町ホームページ」に広告を載せませんか！

◆問合せ先
町企画課　広報・情報係
☎675−8102
Eメール　kouhou@town.takanezawa.tochigi.jp

Happy Birthday はっぴ～ば～すでい

（4月誕生編）

［※お子様の敬称は「ちゃん」で統一させていただきます。］

桑窪
古郡隆行♥美奈子さんの子
康汰郎（こうたろう）ちゃん
（平成23年4月12日生）

満5歳までのアイドルを募集しています。ただし、お1人1回の掲載とさせていただいております。

誕生月の3カ月前から受け付けます。町企画課（☎675−8102）まで電話連絡ください。

中阿久津
半田有輝♥美貴さんの子
星流（せな）ちゃん
（平成21年4月26日生）

こくちばん

町のうごき

平成24年3月1日現在

		前月比
世帯数	11,270世帯	−2
人　口	30,233人	−6
（内）男	15,640人	−4
女	14,593人	−2

小中学校で卒業式　旅立ちのとき

町内の小中学校で卒業式（中学校3月9日、小学校3月19日）が行われ、中学校299名の生徒、小学校274名の児童が希望を胸に学びやを旅立ちました。

―北高根沢中学校卒業式より―

あかえんぴつ

春の風物詩さくらの咲く4月は、たくさんの新たな出会いに恵まれる季節です。新しい学校生活には、新しい友との出会いがあり、学生から社会に出た人たちには、仕事を通した新しい仲間との出会いがあり、それぞれが、これから訪れる出会いに胸を躍らせているのではないでしょうか。

そんな新たな出会いにとって、第一印象は大切ですよね。あいさつとか、身だしなみとか、ちょっとした気遣いで、人に与える印象は変わってくるものです。

あいさつは、自分の気持ち次第で、いつでも誰にでもできるものですが、相手の様子を伺っていたり、周りを気にしていると、つい言いそびれてしまったりして、簡単なようで意外と難しいと感じています。でも、相手から笑顔で元気よくあいさつされると気持ちがいいものです。相手からされて気持ちがいいのだから、自分から進んであいさつをしなければなりませんよね。

4月9日から全町一斉春のあいさつ週間。気持ちよくあいさつをして、一人ひとりの出会いを大切にしたいものです。

（もっち）

R100　VEGETABLE OIL INK
本紙は環境に配慮し再生紙と植物油インキを使用しています。